

夏の交通安全運動

～こどもと高齢者の交通事故防止～

急がずに マナーとゆとりで 交通安全

県民一人一人が交通安全について高い意識を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践に努めましょう。

☆ 運動期間☆

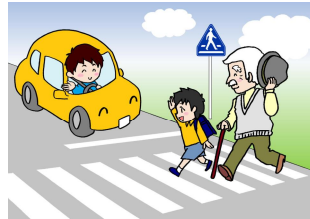
7月11日（土）から7月20日（月）までの10日間

☆ 運動の基本☆

こどもと高齢者の交通事故防止
(高齢運転者の交通事故防止を含む)
～歩行者ファースト意識の浸透～

☆ 運動の重点☆

- ◎ 飲酒運転等の危険運転の防止
- ◎ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- ◎ 自転車の安全利用の推進
- ◎ 横断歩行者の交通事故防止
(特に、横断歩道における歩行者優先の徹底)



広報

おおゆ

7月号

発行所 鹿角警察署
大湯駐在所
37-2110

夏休みにおける少年の非行、 犯罪被害防止と有害環境の浄化

例年、夏休み中は、その解放感から少年の非行や犯罪被害の増加が懸念されます。

少年を取り巻く現状を見ますと、少年が安易にSNSを利用して犯罪被害に遭う事案や、不審者による子供に対する声掛け事案が後を絶ちません。また、大麻等違法薬物に手を出したり、犯罪実行者の募集、いわゆる「闇バイト」に応じて匿名・流動型犯罪グループとつながり、アルバイト感覚で犯罪に加担した少年が、特殊詐欺や殺人、強盗等で検挙されている現状にあります。

このため、夏休みに入る前から、夏休み中の非行、犯罪被害防止に関する指導や少年に有害な環境浄化対策について、学校や家庭、地域みんなで考えましょう。

※ 夏休み中の非行・犯罪被害防止

- ・ 帰宅の時間を決め、帰りが遅いときは家族が迎えに行く。
- ・ 服装や持ち物など、子供の変化に関心を持つ。
- ・ 危険な場所で遊ばないように注意する。



特定金属くず買受業の届出について

本年6月1日から、『特定金属くず買受業』の届出が始まりました。

特定金属（銅）の買受けを行う場合は、営業を開始する前日までに公安委員会への届出が必要となります。

本年6月1日時点で既に特定金属くず買受業を営んでいる方は、経過措置として、本年8月31日までに手続きすることとされていますので、忘れずに届出するようお願いいたします。

薬物乱用は、「ダメ絶対!!!」

◎ 違法薬物が心身に及ぼす影響！

- 意識障害、幻覚、妄想、覚醒剤精神病等の精神疾患に罹患する。
- 血圧上昇、脳血管疾患、心疾患、肝機能障害、注射器の使い回しによるエイズ、肝炎の発症の危険性。
- 「依存性」の形成、「耐性」の影響により、自らの意思では抜け出せなくなる。
- 精神障害に陥り、凶悪犯罪、重大な交通事故、窃盗等の犯罪を犯すようになる。



◎ 薬物乱用を防止するためには

- 薬物乱用の危険性は身近にあり、自分には無関係と思わないこと。
- 誘われても断る勇気を持つこと。1回だけなどという気持ちは持たない。
- 一人で悩まずに友人や家族、専門の相談窓口にご相談すること。

